

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成１２年３月世田谷区教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第１号中「以上」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１，５００，０００円以上）」を加える。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ 令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間におけるこの規則による改正後の第７条第２項第１号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和６年１１月世田谷区条例第５２号）附則第８項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。